

薬物乱用防止広報強化月間実施要領

1 目 的

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー、危険ドラッグ等（以下「麻薬・覚醒剤等」という。）の薬物乱用は、乱用者個人の健康被害だけにとどまらず、各種の犯罪を誘発するなど公共の福祉に多大な危害をもたらすものである。

薬物乱用防止広報強化月間は、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による弊害を広く県民に周知し、県民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とする。

特に、大麻や危険ドラッグの乱用について、その危険性等の認識を高めてもらうための若年層に向けた広報啓発を徹底する必要がある。

2 名 称

薬物乱用防止広報強化月間

3 実施期間

令和5年2月1日から同年2月28日まで

4 実施主体

香川県・香川県薬物乱用対策推進本部

5 実施事項

（1）県、市町及び関係機関・団体による広報啓発

県、市町及び関係機関・団体は、その所有する広報誌をはじめ各種広報媒体を活用した広報啓発を行うとともに、関係機関と連携し、それぞれの実情に即した広報啓発に努める。特に、大麻や危険ドラッグの危険性を、乱用者の中心である若年層に効果的に周知できるように、広報手段・内容等を工夫した広報啓発に努める。

（2）香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員による広報啓発

推進員は、地域における各種会合、イベント等の機会を捉え、ビデオ教材の放映、パネル・ポスターの掲示、リーフレット等啓発資材の配布などにより、地域住民に対する広報啓発に努める。

（3）児童・生徒・学生に対する広報啓発

県は、薬物乱用防止教室を積極的に開催するなど、児童・生徒・学生に対する広報啓発に努める。